

三ツ境小学校いじめ防止基本方針 改訂版

(令和2年3月 改訂)

1 いじめ防止に向けた本校の考え

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法・第一章総則 定義 第二条)

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめを防止するための基本理念

- 児童にとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなどの深刻な影響をあたえるものという認識に立つ。
- 授業・行事などの様々な場面を活用し、思いやり、自尊感情、自己有用感を育て、未然防止に努める。
- 児童の状況に絶えず気を配り、いじめの早期発見に努めるとともに、情報共有を行い、いじめを見逃さない環境をつくる。
- いじめの早期対応に当たり、校内の協力体制を充実させるとともに、家庭・地域や関係機関との連携を強化し、信頼関係を基盤とした適切な対処・措置を行う。

(3) 「いじめ防止基本方針」の目的

いじめは、どの集団、どの学級、どの児童にも起こりうる最も身近で人間として許されない重大な人権侵害であり、いじめ問題への対応は学校における最重要課題である。いじめに対して家庭・地域・学校が連携し、それぞれの役割を自覚し、毅然とした態度で問題に取り組むことで、誰もが安心して豊かに生活できる「いじめのない学校」を実現できると考える。本校では学校一丸となって、いじめに組織的に対応し、その防止を図っていくために本方針を策定した。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 組織名及び構成員

【組織名】三ツ境小学校いじめ防止対策委員会

【構成員】校長、副校長、教務主任、学年主任、個別支援学級主任、児童支援専任教諭、養護教諭（事案対応時）学級担任、学年職員、関係職員を加える。

※必要に応じて、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉などの専門家を加える。

(2) 運営

- 月一回定期的に開催し、いじめの未然防止や児童の状況について共通理解を図る場とする。
- いじめの疑いがある段階で、直ちに本委員会を開催する。
- 組織的に対応方針を決定し、進捗の管理・記録を行う。

(3) 活動内容

① 未然防止

- いじめが起きにくい、また、いじめを許さない風土作りを行う。
- いじめの防止に関する教職員の資質向上に必要な研修や措置を計画的・継続的に実施する。
- 一人で抱え込まずに、様々な課題に対して複数で対応できる教職員同士の関係づくりを推進する。
- 必要に応じて区役所・児童相談所・警察・病院等の外部機関を活用した事業の計画を行う。
- 「三ツ境小学校いじめ防止対策基本方針」及び、「いじめ防止対策委員会」の存在と活動を児童及び保護者に周知する。

② 早期発見・事案対処

- 定例会ではいじめの疑いや児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。また、解消に向けて取り組んでいるいじめ事案の進捗状況について、報告・検討する。
- いじめ（疑いも含む）を察知した場合は、本委員会を臨時開催する。
- 関係児童に対するアンケート調査・聞き取り調査などにより、事実関係の把握をし、情報を共有した上で、いじめであるか否かを判断し、対応方針を決定する。
- 対応方針に基づき、いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、保護者との連携など、具体的な対応を組織的に決定し、実施する。
- 会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③取組の検証

年度末、または必要に応じて、本いじめ防止対策基本方針に基づく年間の取組を点検・検証し、次年度または、即時の本方針の見直し及び修正を行う。

3 いじめの未然防止～早期発見・事案対処のための取組

*授業・学校行事などの様々な場面を通して、児童の実態を的確に把握し、それに基づき、「いじめ」につながる芽を早期に摘み取る指導・支援を組織的に行うことに重点を置く。

(1) 未然防止への取組

- *いじめは、どの子にも起こり得るという事実を踏まえ、学校教育活動全体を通し、自尊感情の育成と、自己有用感、達成感を味わわせる教育活動を基盤とした人権教育を推進する。
- 体験的な学びを通して、理解を深めたり、達成感を味わえたりできるようにする。
- まちの方々との交流を通して、多様な自分のよさに気付かせ自尊感情を育成する。
- ペア学年の活動を中心とした異学年の交流や、幼稚園・保育園などとの交流により思いやりや自己有用感を育成する。
- 音楽朝会で心を合わせて歌ったり、学年で考えたあいさつ運動に取り組んだりすることで、心のつながりを深める。
- 外部講師による「携帯ネット教室」等を実施し、情報モラルを身に付けられるようにする。
- 全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるように、全職員が「学校のきまり」「三ツ境スタンダード」に沿って共通した指導をする。

(2) 早期発見への取組

*いじめは、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、いじめを見逃さない
教職員の見守り体制と児童が相談しやすい環境を整える。

- 教職員が児童の心情に寄り添った日常の児童理解・支援に努めるとともに、職員研修会を実施し、いじめ防止、早期発見に対する職員の資質向上を図る。
- 月1回以上定期的にいじめ防止対策委員会を開催し、児童に関する情報を共有する。また、日ごろの職員室での情報交換を活発にするとともに、保護者との連携をより緊密にする。
- 懇談会、三者面談、個人面談等を通じて、いじめ問題に関する情報共有を深化させるとともに、学校への情報提供環境の構築を推進する。
- 原中学校ブロック（原中学校、原小学校、三ツ境小学校）の3校で連携し、中学校ブロック内での児童生徒情報の共有を図り、いじめの早期発見に努める。
- 学校カウンセラー、区教育相談員、民生委員・主任児童委員等、外部機関との連携を図る。
- いじめアンケート調査・YPアセスメントを活用した児童理解や学級集団の実態把握を行う。

(3) いじめに対する措置

*いじめ防止対策委員会を中心とした迅速かつ組織的な対応を徹底する。

- いじめの疑いがあった段階でいじめ防止対策委員会を開催し、そこで報告・相談を行い、正確に実態を把握する。
- 被害者児童及び保護者に「いじめから絶対に守り抜く」という学校の姿勢を伝え、寄り添いながらいじめ解消までの方針・方策・経過を丁寧に説明し、支える。
- 加害児童及び保護者に、毅然とした指導方針を伝えるとともに、いじめ解消や被害児童への謝罪や関係修復への道筋を示し、支える。
- 必要に応じて学校カウンセラー及び警察署、県警少年相談保護センター・児童相談所・区役所等、外部専門機関と連携する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるとき、または、児童の生命・身体・財産に被害が生じる恐れがある場合は、所轄の警察署、児童相談所に通報し、適切な援助を求める。

(4) いじめの解消

*いじめが解消しているかどうかについては、次の二つの要件を満たすこととする。

- いじめ行為が少なくとも三か月（目安）止んでいること。
- いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 特に配慮が必要な児童への対応

*次のような特に配慮が必要な児童に対し、適切な支援保護者との連携、周囲の児童への指導を組織的に行う。

- 発達障害を含む、障害のある児童
- 海外から帰国した児童や、外国籍の児童、国際結婚の保護者をもつなど、外国につながる児童

(6) 地域との連携

- 「まちとともに歩む学校づくり懇話会」で、いじめ問題や本校の課題について報告し、地域の支援を仰ぐ。
- 「学校・家庭・地域連携事業実行委員会」や「主任児童委員との懇談」を活用し、学校外でのいじめ防止や早期発見のための情報提供を依頼する。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	通年
4・5 月	年間計画の確認 児童の実態の引継ぎ 懇談会・家庭訪問にて保護者との連携	・いじめ防止対策委員会 (月1回・随時)
6・7 月	YPアセスメント調査・分析 三者面談にて保護者と連携	・道徳や各教科等を通したいじめ 防止基本方針の推進と改善
8月	夏休み明けの学校生活への適応指導	
9・ 10月	懇談会にて保護者との連携 YPアセスメント調査・分析	・日常生活における児童の適応状 況の把握及び支援
11・ 12月	横浜市いじめ防止アンケート実施 面談 人権週間に向けての活動 児童全員と面談 個人面談にて保護者との連携	・児童理解研修 ・特別支援教育研修
1・ 2・3 月	「学校いじめ防止基本方針」の検証 年間の振り返り・新年度への引継ぎ	・教育相談

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害（自死の企図、重大な傷害、金品への重大な被害、精神疾患の発症）が生じた疑いがあると認められるとき、並びにいじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」をいう。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

(3) 重大事態の調査及び結果報告

- 学校は、教育委員会と連携して外部機関も含めた調査委員会を組織し、事実関係を可能な限り網羅的に明確にして当該事案への適正な対処や同様な事態の発生防止を図る。
- 被害児童及びその保護者に対して調査結果を適切に情報提供する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

本基本方針は、年度ごとに見直すとともに、必要があると認められるときは速やかに改訂する。